



昭 国 協 第 〇 号
令 和 2 年 2 月 〇 日

昭島市長 白 井 伸 介 殿

昭島市国民健康保険運営協議会
会長 下 田 初 穂

昭島市国民健康保険税税率の改定について及び 18 歳未満の第 2 子及び
第 3 子以降の子どもの均等割軽減の継続実施について（答申）

本協議会は、令和元年 7 月 5 日付け昭保保指第 123 号で市長から諮問を受けた標記の 2 点について、制度の運営状況や将来的な見通し、市民生活の実態など、様々な要因をしっかりと捉え、総合的な検討を進めてきた。今般、本協議会の審議内容がまとまったので、下記のとおり答申する。

記

諮問第 21 号の 1 昭島市国民健康保険税率の改定について

昭島市の国民健康保険税は、本協議会の答申（平成 23 年 7 月 25 日付け 23 昭国協第 6 号）における付帯意見を踏まえ、これまで 2 年ごとに見直しの検討が行なわれてきた。前回の検討時期（平成 29 年度）から 2 年を経過し、本年度がその時期に当たる。

昭島市国民健康保健の財政状況を見ると、繰入額は徐々に減少しているとはいえ、いまだに、一般会計からの赤字繰入により収支の均衡が保たれており、「昭島市国保財政健全化計画」に基づき、赤字繰入の計画的な解消に努めている状況にある。

国民健康保険制度の安定的な運営を確保していくためには、赤字繰入の解消は、避けて通ることのできない大変重要な課題である。しかしながら、保険税率の改定は、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、長期的な視点に立った慎重な検討と計画的な対応が必要である。

一方、国保税の収納率は対策の積み重ねにより向上が図られ、また、国民健康保険事業運営基金の本年度末の残高見込み額は 6 億 8 千万円余りと、近年にない高額なものとなっている。さらには、制度の広域化により、都への分賦金の算定に被保険者の所得や医療費の状況が加味され、一定の財政的メリットも生じている。

また、現状から今後の 2 年間の財政運営を見通してみると、現行の税率のままでも、国民健康保険事業運営基金を効果的に活用することにより、当該年度の「昭島市国保

財政健全化計画」の削減目標をクリアした上で、一定の基金残高を残すことが可能な状況ともなっている。

こうしたことから、令和2年度及び令和3年度の国民健康保険税については、市民生活に対する影響をできる限り軽減するとの視点から、現行の税率を維持することが望ましいと判断をした。

なお、今後については、2年ごとの定期的な見直しを継続し、市民生活に及ぼす影響に最大限配慮をする中で、「昭島市国保財政健全化計画」の推進を図り、制度の安定的な運営の確保に向け、一般会計からの赤字繰入金の計画的な解消に努められたい。

以上、次のとおり付帯意見を付し、答申する。

- 1 今回の答申は、現在の社会経済状況等を基に検討した結果である。したがって、検討の前提が大きく変わった場合などは、制度の安定的な運営に向け、2年ごとの検討期間にとらわれることなく、迅速な対応を図られたい。
- 2 昭島市の保険税収納率については、近年向上を続けており、評価するところであるが、保険税負担の公平性と安定的な制度運営を確保するため、更なる収納率の向上に努められたい。
- 3 保険者として、より効果的な保健事業の実施、検討は重要な役割であり、さらに積極的に取り組み、被保険者の健康増進、加えて医療費適正化に向けた取り組みの推進にも努められたい。

諮問第21号の2 18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続実施について

昭島市において平成24年度より実施されている、子育て世帯への独自の均等割軽減措置は、対象となる世帯の保険税負担について、これまで一定の効果を及ぼしており、評価されるものである。

国においても、子育て世帯への保険税負担軽減措置については、検討がなされているが、現在、実施される見通しが立っていない状況であり、こうしたことから、令和2年度及び3年度の2年間にあつては、引き続き事業の継続実施を図られたい。

なお、この独自軽減については、今後、より公平で効果的な支援策となるよう、制度の検証とその実施方法の検討に努められたい。

また、昭島市は、こうした独自支援策を実施する一方で、国からは計画的な赤字解消を求められている保険者でもある。財政運営の健全化を進める上で、独自支援策については保険者の方針として、しっかりと位置付け、国等に対しては、適切な説明と対応を図られたい。

以上、答申する。